

部落内回覧をお願いします

神往第249号
令和 8年 9月 15日

各 位

神山町長 河 野 雅 俊

令和8年度 秋期狂犬病予防注射(追加)と登録の実施について

日頃は、町環境衛生事業にご協力をいただきありがとうございます。
さて、本年4月に狂犬病予防注射と犬の登録を実施しましたが、日時の都合等により実施できなかった方について、予防注射と登録を実施しますので、受けてくださいますようお願いいたします。

「狂犬病予防法」により、犬の登録(「一生に1回」)と狂犬病予防注射(「毎年」)を受けることが義務付けられています。

1. 実施日時及び場所

令和8年10月8日(木)

日 付	場 所	実 施 時 間
10月8日 (木)	広 野 南行者野 ゴミ収集場所(旧集乳所)	午前 10:00 ~ 午前 10:15
	広野支所	" 10:30 ~ " 10:50
	阿 川 阿川公民館	" 11:05 ~ " 11:20
	鬼籠野 鬼籠野公民館	" 11:40 ~ " 11:55
	神 領 神山町役場 庁舎裏	午後 1:10 ~ 午後 1:30
	左右内 鍋岩消防格納庫	" 1:45 ~ " 1:55
	下 分 下分公民館	" 2:15 ~ " 2:30
	上 分 上分公民館	" 2:45 ~ " 2:55

※ 時刻は予定です。通行止め等、道路状況により多少前後する場合があります。

2. 費 用

・新規登録料金 1頭につき 3,000円

・注射料金 1頭につき 3,300円

3. 注意事項

- ①決められた場所以外で予防注射を行うことはできません。実施場所へお連れください。
- ②犬の引率者が、犬を暴れないように抑えられる状況でなければ注射が行えません。
- ③首輪が抜けないよう、事前に確認してください。噛みつく恐れのある犬には、口輪を付けてください。
- ④注射済票は、必ず犬の首輪につけて飼育してください。
- ⑤犬のふんのあと始末は飼い主の責任です。飼い主が持ち帰って始末してください。
- ⑥予防票は必ず事前にご記入し、当日にお持ちください。
- ⑦当日は気温が高くなる場合もありますので、注射をお待ちいただく間に水分補給ができるよう、各自ご準備ください。

●登録内容に変更があった場合は届出が必要です。

犬が死亡したとき、犬の住所が変わったとき、飼い主が変わったときは、変更届等の提出が義務付けられています。住民課へご連絡ください。